

『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』と思想・言論の自由：書いた作家・書けなかった作家・書かなかった作家

著者	塚本 章子
雑誌名	甲南大學紀要.文学編
巻	164
ページ	1-8
発行年	2014-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00001107

『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』と思想・言論の自由

——書いた作家・書けなかった作家・書かなかった作家——

塚 本 章 子

一

大正四年三月一二日、実業之世界社から『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』（以下『現代文集』とする）が出版される。それは、希有な事情を背負った本であった。

馬場孤蝶は、大正四年三月二五日に投票がおこなわれた衆議院議員選挙に東京から立候補する。『現代文集』は、この孤蝶立候補に際して選挙資金を集めるために発行されたのである。ちなみに、この時京都では孤蝶に誘われた与謝野寛が立候補している。

この本の外観を見れば、縦約二二センチ横約一五センチの菊版、厚さ約四センチ五ミリという、かなり厚い本である。カバーは無い。後に述べるが、大至急出版されたという事情があるので、もともとなかったと思われる。装丁は、赤茶色を基調に、表紙中央に黒塗りの四角い枠があり、題字が抜かれている。黒枠の右隣上部から「馬場勝彌後援会編輯」、左隣中程から「東京 実業之世界社発行」と、ともに黒字で書かれている。いたってシンプルなデザインである。

扉をめくると、題字があり、その裏に「衆議院議員候補者 馬場勝彌氏に呈す」とある。定価は、一円九〇銭と奥付に記されている。当時の物価はといえば、翌大正五年の白米一〇キロあたりの小売価格が一円二〇銭、総合雑誌が三〇銭であった。⁽¹⁾ ページ数を数えると、凡例二ページ、目次八ページ、二部構成になっており、第

一部六六四ページ、第二部四六三ページ、後書二ページ、合計で一三三九ページ（扉等は含まず）ある。その他、最後に一八ページの広告「実業之世界社発行図書目録」が付いている。

凡例三には、「本書は非常に発刊を急がなければならなかつたので、凸版印刷会社及び博文館印刷所に印刷させた。巻を第一部第二部に分つたのは、全くこのために外ならぬ。」と、二部構成になつた理由が書かれている。

執筆者は八一名にのぼる。以下、順に執筆者名を挙げる。

（第一部）夏目漱石、北原白秋、正宗白鳥、昇曙夢、大町桂月、長田秀雄、長田幹彦、平田禿木、青柳有美、岡本綺堂、鈴木三重吉、岡田八千代、小宮豊隆、中澤臨川、よさの・ひろし、与謝野晶子、蒲原有明、高安月郊、成瀬無極、秋田雨雀、和田垣謙三、野口米次郎、高須芳次郎、野上白川、野上彌生子、前田晁、若月紫蘭、柴田勝衛、登張孤雁、小野賢一郎、栗原古城、田中貢太郎、沼波瓊音、佐藤春夫、石井柏亭、廣瀬哲士、小川未明、茅野蕭々、長谷川天溪、西村渚山、加能作次郎、阿部幹三、川合貞一、内田魯庵、野依秀一、西本翠陰、松居駿河町人

（第二部）上司小剣、仲田勝之助、小山内薫、中村星湖、生方敏郎、佐藤緑葉、相馬御風、福永挽歌、伊原青々園、長谷川時雨、安成二郎、吉井勇、久保田万太郎、森田草平、仲木貞一、森下岩太郎、奥川夢郎、田中萃一郎、中村古峽、堺利彦、守田有秋、らいてう、長尾素枝、田山花袋、徳永保之助、伊藤野枝、徳田秋声、田村俊子、浩々歌客、眞山青果、片上伸、生田長江、和氣律次郎、

安成貞雄

夏目漱石が筆頭である。凡例四には、「原稿の配置は、寄稿を承諾せられたる順序による。」とある。漱石は、孤蝶をいち早く支持していたのである。続いて、北原白秋、正宗白鳥等、現在でも名を残す作家たちが多数並ぶ。これだけの人数と顔ぶれが集まっている本も珍しいのではないだろうか。

本稿では、この『現代文集』が発行された背景や、執筆を依頼された作家たちについて、思想・言論の自由という観点から述べてみたい。

二

『現代文集』の出版を引き受けた実業之世界社の経営者野依秀一は、この本の最後、「現代文集」の発行に就いて」に次のように記している。

二月十二日の夜十一時半頃、一月末迄『実業之世界』記者であつた安成貞雄氏が、社の三階に寝泊りして居る僕を訪ねて来た。(略)『愈々馬場孤蝶先生を推し立てる事になつた。今日、先生の宅で、生田長江、森田草平其他の諸君に集つて貰つて相談を取り極めた。(略)『併し先生にも吾々にも金が無い。そこで、馬場先生と吾々の知つている人々から原稿を貰つて、大きな文集を作つて、其の原稿料を運動費に充てる計画を立てた。今確実には言へないが、少なくとも四五十人には寄稿を承諾して貰へるだろうと思ふ。どうだらう、其の本の出版を引受けて貰へないだらうか。』と云つて原稿を依頼すべき人々の名簿を見せた。

このように、『現代文集』は、二月二日、孤蝶の立候補決定と同時に計画されている。そして編集の中心になつたのは、凡例五に「編輯に関する全責任は、安成貞雄、和氣律次郎これを負ひ」とあるように、安成貞雄と和氣律次郎である。また、『東京朝日新聞』(大四・二・一四)には、「孤蝶氏立候補確定」という見出しで、次のような記事が掲載されている。

予て立候補を伝えられたる馬場孤蝶氏は十二日自宅に於て生田長江、森田草平、与謝野寛、徳田秋江、安成貞雄の諸氏と相談会を開き成案立ちたるを以て、愈

模範選挙の名の下に東京市より名乗を挙ぐる事となれり、運動方法は絶対的に演説と刷物配布に依り又運動費は氏の同情者たる文壇の人四十余名が新たに執筆して『馬場勝彌氏立候補後援文集』を発刊し又孤蝶氏の旧稿を刊行するの外雑誌『反響』を以て其機関誌に当つる筈なりと

『反響』が、孤蝶立候補の機関誌となつていたことが分かる。

そして、孤蝶が立候補した動機は、『反響』第二卷三号(大四・三・一)に「立候補の理由」として掲載される。ここでは、個人を基礎とする政治、選挙権の拡大、二個師団増設反対と軍備縮小、裁判官・警吏の更正、思想・言論の自由、国費の節減、などが訴えられている。

なかでも、孤蝶は思想・言論の自由を重視していた。⁽²⁾『読売新聞』(大四・二・一四)「孤蝶君戦評定」には、立候補が決定した一二日の自宅集会の様子が報じられている。その場面で、孤蝶は「政見の概要を巻紙に書きつけ」るのだが、まず最初に書かれたのは、「一、極力言論出版集会の自由を主張す」という条項であった。孤蝶は「立候補の理由」の中でも、治安警察法と新聞紙法の撤廃を主張している。

そして、孤蝶のこういった主張の背景には、大逆事件への抵抗があつたのである。⁽³⁾

当時、思想・言論に対する取り締まりが厳しさを増していた。例えば、大正三年三月の『第三帝国』第七号(実業之世界社)では、三宅雄二郎(雪嶺)が、「言論圧迫、発売禁止の愚」として、「近年は久しく言論の圧迫と云ふ現象は無かつた処である、それに今度俄に厳しくなつたと云ふのは何の為である乎。」と、厳しく非難している。

生田長江、森田草平といった『反響』グループが、孤蝶を担ぎ出した理由の一つには、当時大きな話題となつていた陸軍の二個師団増設に対する反対とともに、この思想・言論の自由への危機感があつたと考えられる。少し『反響』を辿る。

『反響』第一卷一号(大三・四)を見る。創刊の辞などには見当たらないが、末尾の「消息」で、生田長江は「言論の自由を出来るだけ拡大する為めには、政治論などもやれるやうにしなければならぬ。それも近い内に実行する。」と述べている。

長江はまた、『反響』第一卷二号(大三・六)「編輯のち」で、『反響』も次ぎの七月号から保証金を積むことにいたしました。『早稲田文学』の広告にならつて

言へば、一千円と云ふ大金を納めるわけなのです。これからは私共の言論が、政治上の時事問題に亘つてもその廉を以て御咎めを受けるやうなことはないさうです。」と、やや皮肉を込めて書いている。

さらに長江は、孤蝶、寛が落選した後しばらくして、『反響』復刊第一巻一号（大四・九）「編輯ののち」で、「私共は発売禁止といふことを恐れます。けれども禁止されないことの確実なやうな、お上のお役人方に御氣に入るやうな物ばかりも出してゐられません。」と書いている。

だが浦西和彦氏⁽⁴⁾によれば、第一巻二号も復刊第一巻一号も、ともに発売処分になっている。

長江のなかに、思想・言論の自由への締め付けに対する危機感があつたことがうかがえるのである。

また、孤蝶の「立候補の理由」と同じ第二巻三号に掲載された、孤蝶を応援する二つの評論から挙げる。まず、橋田東声「文士の立候補に就て―三宅雪嶺氏に与ふ―」には、次のように書かれている。

説をなす者がある。文壇から一人や二人の代議士を出したからとて其爲めに直ちに出版取締が緩和されたり、言論の取締が緩くなつたりするものではないと。お説の通りである。仮りに馬場氏が当選し与謝野氏が代議士となつたとしても、夫れが爲めに内務省の出版や言論の取締に手加減が出来るといふ訳のものではない。女子参政権の運動が盛んになるといふものではない。併し、ないからといつて為さないのは更らに愚な考へである。（略）私共はこんなイヂけた考へには断じて賛成することは出来ぬ。

次に、山田檳榔「政治常識の昂揚」では、

加之、言論出版の自由が、所謂言論内閣の称ある現内閣の出現によつて、いかばかり、其の保障の程度を高められたか。人權の振張が、いかばかり実現されたか。すべてが予期に反したではないか。

現内閣の政策を拒否し、而して真に国家に忠実なる選挙民は、現内閣に朋党する候補者に一票をも投ずる事を潔しとしないであらう。理性に率いて投票を行へ。政見を批判して一票を投ぜよ。

と書かれている。

『反響』の作家たちが、孤蝶に立候補を依頼し、応援した大きな理由の一つには、二個師団増設反対とともに、締め付けが厳しくなる時代の中で、思想・言論の自由を確保したいということがあつたといえる。

また、右と同じ第二巻三号の『反響』「編輯ののち」で、長江は、「先生の政見は夏目漱石先生はじめ二十人ばかりの方の御名前を列ねた推薦状と共に、『反響』号外として印刷し、有識者全部並びに知名の人々へ配布することになつてゐる。」と書いている。この文章から、漱石を中心とする人々が強い支持を表明していたことが分かる。

漱石が『現代文集』に寄稿したのは、個人主義の重要性を論じ、権力のあり方に鋭く切り込んだ「私の個人主義」であつた。このなかで、漱石は、

何うしても他に影響のない限り、僕は左を向く、君は右を向いても差支ない位の自由は、自分でも把持し、他人にも附与しなくてはなるまいかと考へられませう。（略）たとへば私が何も不都合を働らかないのに、単に政府に気に入らなからと云つて、警視總監が巡查に私の家を取り巻かせたら何んなものでせう。警視總監に夫丈の権力はあるかも知れないが、徳義はさういふ権力の使用を彼に許さないのであります。

と述べている。

松尾尊兌氏は、漱石が『現代文集』に寄稿したのが、「私の個人主義」であつたことについて、「この演説原稿を、学習院輔仁会雑誌掲載に先立つて、『現代文集』に寄せたところに、ひとしく権力に抵抗するものへの共感が、あらわに示されていると考へる」と指摘している⁽⁵⁾。

漱石にも、孤蝶への賛同、思想・言論の自由についての要求があつたのである。

『反響』が、孤蝶の立候補を支えた機関誌であるとはいへ、『現代文集』の執筆者がほとんど『反響』の執筆者と重なっているというわけではない。

『反響』第一巻一号から第二巻三号（大四・三・一）までの執筆者で、『現代文集』の執筆者と一致するのは、

生田長江、堺利彦、森田草平、生方敏郎、中村古峽、佐藤春夫、小宮豊隆、安

成貞雄、沼波瓊音、長尾素枝、眞山青果、伊藤野枝、与謝野寛、野上白川、福永挽歌、青柳有美、若月紫蘭、与謝野晶子、長谷川天溪、相馬御風、栗原古城、徳田秋声、平塚明子、野上彌生子

の二四名である。選挙のすぐ後に発行された第二巻四号(大四・四・一)を含めるとすれば、平田秃木、田山花袋、田中貢太郎の三名が加わる。

『現代文集』の執筆者は全部で八一名であるから、『反響』グループにとどまらず、孤蝶の主張に共感して支持する作家たちが、かなり広く集まっているのである。その理由には、孤蝶との交友関係や大正デモクラシーの潮流ということも挙げられるだろう。だが何よりも、大逆事件前後から次第に厳しさを増し、芸術や学問の根幹までも揺るがそうとする、思想・言論の抑圧に対する危機感を、多くの作家たちが切実な問題として抱えていたからであろう。⁽⁶⁾

三

『現代文集』には、実際に掲載された八一名の作家の他に、様々な事情で掲載に間に合わなかった作家たちが大勢いたのである。

『現代文集』凡例二には、「本書の編輯は、丁度諸雑誌の編輯と同時にあつたがために、此挙に賛同せられながら玉稿を寄せらるるに暇のなかつた方々が少なくない。吾々も深くこれを遺憾とする。」と書かれている。

では、他にどのような作家たちが書こうとしていたのであるか。その事がうかがえる広告がある。

大正四年二月二五日『第三帝国』第三号に掲載された『現代文集』の広告には、実際の執筆者とは大幅に異なる作家名がリストアップされている。この広告を見る。

「総選挙愈々近づきて此書出づ」、「馬場孤蝶氏後援会編輯 孤蝶馬場勝彌氏立候補後援 現代文集」と、大きな見出しがある。そのそばに「◎三月五日発行! 菊判八百頁! 定価一円八十銭の予定」と添えられている。そして、次の文章が続く。

総選挙来る! 総選挙来る!

代議士の立候補者を以て任ずるもの雲の如し、されど未だ文壇の勇将孤蝶馬

場勝彌君の如く天下の耳目を聳動せしめたるは無し、滔々たる選挙界の悪弊に逆行し堂々たる旗幟を翻して起てり、之を推す者は忠良堅実なる東京市民にして之が後援者には現代知名の文士美術家を挙げて委く網羅す、又盛ならずや、されど馬場君素と赤貧洗ふが如く堅く清節を持して漫りに屈せず、是に於てか、馬場君の為に後援する文士美術家は各自作を寄せ、之によつて選挙費用を弁ぜんとし、茲に出版せられたるものは実に本書なり、其執筆者八十余名、何れも現代文壇美術界の大家ならざるなく、小説あり、感想録あり、評論文あり、人物評あり、研究録あり、詩歌あり、脚本あり、絵画あり、併も一として一だひ世に公にせられたる旧稿なく、悉く皆な本書の爲め新に苦心執筆せられたるものにして、百花爛漫現代芸術のパノラマたるの観あり請ふ一本を購ひ馬場君の爲に同情ある一燈を献すると共に、併せて当代容易に目にする能はざる、此の美觀壯觀偉觀に接せよ重なる執筆者左の如し

続いて、作家名が列挙されている。

森鷗外△幸田露伴△夏目漱石△正宗白鳥△岩野泡鳴△徳田秋江△田村俊子△松井松葉△青柳有美△安成貞雄△野上白川△大町桂月△野上八重子△和田垣謙三△柴田紫庵△長田秀雄△長田幹彦△内田魯庵△木下幸太郎△柳川春葉△岡本綺堂△栗原古城△鈴木三重吉△安成二郎△昇曙夢△上田敏△茅野蕭々△伊庭孝△中村古峽△三井甲之△薄田泣菫△吉井勇△長谷川天溪△相馬御風△蒲原有明△中村星湖△野口米次郎△長谷川しづれ△平塚明子△石井柏亭△中澤臨川△田中王堂△泉鏡花△谷崎潤一郎△沼波瓊音△吉江孤雁△千葉鑛藏△田山花袋△有島生馬△片山天弦△小宮豊隆△徳田秋声△小川未明△長谷川如是閑△西村醉夢△高須梅溪△高安月郊△若山牧水△北原白秋△伊原青々園△高村光太郎△戸張孤雁△上司小剣△佐藤紅緑△野依秀一△阿部次郎△若月紫蘭△水上瀧太郎△平木白星△田村松魚△福永挽歌△佐藤緑葉△久保田萬太郎△生方敏郎△田中貢太郎△戸河秋骨△仲木貞一△伊藤野枝△小山内薫△堺枯川△永井荷風△平田秃木△森田草平△生田長江△与謝野寛△与謝野晶子△土岐哀果△馬場孤蝶

という顔ぶれである。

この広告には名前があるのに、『現代文集』に掲載されていない作家をピックアップ

プすると、次のようになる。

森鷗外、幸田露伴、岩野泡鳴、徳田秋江、松井松葉、柴田紫庵、木下李太郎、柳川春葉、上田敏、伊庭孝、三井甲之、薄田泣菫、田中王堂、泉鏡花、谷崎潤一郎、吉江孤雁、千葉鑛藏、有島生馬、片山天弦、長谷川如是閑、西村醇夢、若山牧水、高村光太郎、戸張孤雁、佐藤紅緑、阿部次郎、水上瀧太郎、平木白星、田村松魚、⁽⁷⁾戸河秋骨、永井荷風、土岐哀果、馬場孤蝶以上の三三名である。

森鷗外、幸田露伴が、漱石の前に挙げられている。さらに、上田敏、泉鏡花、谷崎潤一郎、高村光太郎、永井荷風など、そうそうたる顔ぶれが並んでいるのである。孤蝶立候補確定は二月二日、この広告が掲載されたのは二月二十五日である。この段階では、発行予定日は三月五日である。だが、実際の発行日は少し遅れて三月一二日である。投票日は三月二十五日であるから、かなりぎりぎりといえよう。この短期間のスケジュールでは、凡例二にあつたように様々な原稿の締切に追われて書けなかった作家たちが、多数いたのである。孤蝶本人が書けなかったのは、仕方のないことだったといえる。

また、この中には断つた者も含まれている。広告掲載と原稿依頼がほぼ同時進行していたためにそのようなことが起きたと考えられる。

高嘯学人「馬場孤蝶選挙漫録」(『新小説』第二〇年五卷、大四・五)二月二日を見たい。依頼は、推薦状に名前を掲載することと原稿執筆の依頼が同時に行われたようである。

後援文集依頼状の返事が続々と来る。尤も簡単なのは葉書中に諾の一字を書いた正宗氏、承知しましたの上司氏、御申込の件正に光栄として承知仕り候の中華澤氏等それ／＼人格がほの見える面白い。八十何人の承諾者の外に断つた人が三四人それもそれ／＼特色が覗はれる。

○拝呈馬場先生推薦状に小生の名義御使用の儀は少々困却の義に付き御免被下度乍失礼御断申上候。

政治上のみならず文芸上の事にも当分遠慮隠退仕り度存居候間何卒不悪御思召の程願上候 (永井 壮吉)

○拝復とりつぎのもの、麓忽よりおはがきをくれて拝見御返事おそなはり失礼のどんあしからず思召し下され度、少々やむを得申さぬ事情これあり候ま、御推薦状にて御披露の儀はひとへにおゆるし下され度おわび申上候敬具。(泉鏡太郎)

○復、馬場氏推薦の件固く御辞退申上候その理由はいづれ申上べき機会有之べくと存候原稿の件は如何やうとも御取計らひ被下度「自我生活と文学」中の「現代芸術の中心生命」などがよろしかるべくと存候。(相馬 御風)

○拝復、推薦状に名前をならべることはお許しを願ひます。と云ふのは僕は選挙権を(但し田舎で)持つてゐるんですから、推薦状に名前を連ねるとなると政見に於いて馬場さんと一致してゐなければならぬ。然るに馬場さんの考へはまだ不幸にして私はちつとも知らないんです。知らなくて名前を並べるのは何だかあんまり盲判すぎるやうな気がします。

和氣君へ。原稿はこの葉書と一緒に馬場さんの処へ送ります。(小宮 豊隆)
○これで見ると推薦と原稿と両方断つた人と推薦だけ断つた人がある。相馬君が立候補に反対でなぜ原稿を送つたと安成君に突っ込まれて、此点は何とも申訳がないと云つたのは後の事である。

これを見ると、永井荷風は推薦状と原稿の両方を断っている。鏡花は推薦状は断っているが、原稿については触れていない。相馬御風と小宮豊隆は、推薦状を断り、原稿は承諾している。だが相馬御風は、わずか数日後、二月二十六日の『読売新聞』で、孤蝶の立候補を批判する文章を掲載し、⁽⁹⁾右に記されているように、安成貞雄の批判を受けたのである。⁽¹⁰⁾

鷗外も、安成貞雄が直接出向いて依頼した原稿執筆を断っている。鷗外の日記、大正四年二月一八日には、「安成貞雄来て、馬場孤蝶の代議士たらむとする運動を助くるために、著作をせよと云ふ。辞す。」とある。

当時、陸軍軍医総監という立場にあつた鷗外が、孤蝶という特定の候補者、しかも陸軍の二個師団増設に反対を訴える人物を、公然と応援できるはずはなかった。

この三日後、二一日の日記には、「山縣公と俱に小峰の梅を看る。午後十一時三十分家に帰る。」とある。その翌日には、「山縣公の言を大嶋中将健一に伝ふ。山縣

公に葉書を遣る。」と書かれている。

鷗外は山縣有朋と深い交流があり、到底孤蝶を応援できる立場にはなかったのである。そのような鷗外に、安成貞雄はなぜ依頼に向いたのだろうか。

鷗外は、大逆事件に対する批判を込めた「沈黙の塔」(『三田文学』第一巻七号、明四三・一一)をはじめ、「フラスチエス(対話)」(『三田文学』第一巻五号、明四三・九)、「食堂」(『三田文学』第一巻八号、明四四・一二)で、発禁処分に対する批判、思想・言論の自由の重要性を訴えている。また、明治四四年四月、大逆事件の処刑が一月におこなわれた後であるが、鷗外は「文芸の主義」(『東洋』第五号、原題「文芸断片」)のなかで、「学問の自由研究と芸術の自由発展とを妨げる国は栄える筈がない。」と記している。

鷗外の心を知ればこそ、安成はわざわざ出向いたのではないだろうか。

次に、岩野泡鳴について述べる。泡鳴は『反響』の同人でもあった。だが彼は、『巢鴨日記第二』大正四年二月二日に、「安成氏より馬場氏後援の推薦状へ出名、演説、並にその文集原稿をかけ合つて来たが、どうも馬場氏自身の依頼もなく、政見の発表もないので、弥次馬と同視される恐れがあるので、断つてやつた。」と書いている。

さらに三月一日には、「吉野氏来訪、宮城県に於ける沢来太郎氏の代議士候補に対する推薦者の一人になつてくれろとのことだから承知して置いた——馬場孤蝶氏の推せんを僕が断つたのは氏がまだ不熱心な態度であるからだが、沢氏のととは場合が違ふ。」とある。

泡鳴は、孤蝶が「まだ不熱心な態度であるから」断り、沢来太郎を推薦したと述べている。孤蝶の立候補そのものに否定的だったのではなく、むしろもつと熱心であることを要求しているのである。

大正五年五月の『中央公論』第三一年五号は、「出版物取締に関する当局の態度を論ず」という小特集を組んでいる。その中で、泡鳴は「発禁禁止に対する三要点」と題して、次のように述べている。

大正元年のこと、西園寺内閣の時、僕は文芸に関する行政的取り扱ひ方に就き、時の総理大臣西園寺候並に内務大臣原敬氏に一つの建白書を提出したことがあ

る。それは僕の創作的生涯にたつた一回受けた発禁禁止を動機として一般にかかる禁止に関する意見を述べたもので、その意見は今でも僕には変はつてゐない。

その要点の第一には文芸取り締りの方針に当局の不理解と偏見とを排し、第二には当局と文芸家との衝突に二種の原因があることを云ひ、第三にその衝突原因の第二種が最も多いので、それに対する今少し便利寛大な実行法を説いたのであつた。

泡鳴は発禁処分を受け、大正元年に総理大臣と内務大臣に建白書を提出したのである。

さらに、この文章の中で、泡鳴は次のように書いている。

たとへば、無政府主義に類する主張だとか、露骨な共和主義の意見書だとか、全部がわざとらしい挑発若しくは残酷で埋まつてる書物だとか。それ等でさへ、あたまたから罪悪扱ひにすることはすべきでなく、多少でも研究的であり、若しくは研究材料の提出でありとするところが見えれば、成るべくおほ目に見るべきである。かの幸徳事件の時に、無政府主義の物も、それでない社会主義の物もごつちやにして、捲き上げてしまつた如きは、誰が見ても当を得てゐなかつた。

泡鳴は、大逆事件を批判している。

大逆事件、そしてその後の発禁処分強化の中で、泡鳴もまた、抵抗しているのである。⁽¹⁾

この同じ欄に、泡鳴が選挙応援した沢来太郎が「出版法改正の必要」という文章を掲載している。彼は、「一体我が政府当局者の出版物取締に関する態度を觀るに、余りに神経過敏の結果、往々取締の限度を超えて、著作権を侵害して顧みざる如き有様となつて居る。」と批判している。

泡鳴が沢を応援した理由の一端が、ここにかがえるであろう。

谷崎潤一郎も、『現代文集』の広告にのみ名前が見られる一人である。彼が『現代文集』の依頼に、どのような返事をしたのかは不明である。賛同しつつ「暇のなかつた」一人なのかもしれない。

右に挙げた、『中央公論』の同欄に、谷崎潤一郎も「発売禁止に就きて」を掲載している。ここで、谷崎は次のように述べている。

出版物を取り締るに方つて、当局者が今少し親切に、且理解を持つて欲しいと云ふ事は、多くの人が望んで居る。

私は今の当局者に、直ちに理解を求めるのは聊か無理な註文のやうに思ふ。

(略)殊に私の書く物などは、永久に彼等と相容れる日がないかも知れない。

たゞ親切な態度だけは、明日からでも取るやうにして貰ひたい。

谷崎もまた、発禁処分への抗議を記しているのである。¹²⁾

『現代文集』への執筆を依頼されたが、結局掲載は実現しなかった作家達もまた、この時期に発禁処分に悩まされ、思想・言論の自由を求めていたことが見えてくるのである。

なお、先に挙げた『現代文集』の広告文には、「一として一だひ世に公にせられたる旧稿なく、悉く皆な本書の爲め新に苦心執筆せられたるものにして」と、意気込んで書かれている。だが実際は、新作ばかりとはならなかった。例えば、よさの・ひろし「南洋館」は、『反響』第一巻五号(大三・九)にすでに発表したものを、末尾二行を削除し、句点や括弧、ルビ等に変更を加えて改稿のうえ再掲しているのである。竟自身が同じ選挙に京都から立候補していたのであるから、これはやむを得なかつたといえるだろう。

ちなみに、与謝野晶子は、寛のために奔走しつつ、孤蝶の事務所にも応援に駆けつけている。「馬場孤蝶選挙漫録」三月一日には、「午後与謝野晶子女史来訪、風月堂の栗饅頭一折を寄贈さる。事務所への見舞金はこれを以つて嚙矢とす。」と、記されている。

おわりに

掲載された八一名、そして間に合わなかつた多数の作家、このような大勢の作家たちの支援があつたものの、孤蝶、寛はともに落選する。

孤蝶は二〇票、寛は九九票を獲得する。『東京朝日新聞』大正四年三月二七、二

八日の記事によれば、孤蝶の東京市選挙区は定員一一名、トップ当選者は三一五六票、最下位当選者は一六九八票を獲得している。寛の京都府選挙区は定数五名で、トップ当選者は四五七九票、最下位当選者が二八七二票を得ている。孤蝶も寛も大敗である。

『反響』は、翌四月に第二巻四号、五月に第二巻五号を出し、一旦終刊する。そして同年九月に復刊するが、それも一号のみで途絶えてしまう。¹⁴⁾この選挙が一つの曲がり角となつて、息切れしていったようにも見えるのである。

そしてまた、この孤蝶と寛の落選が、『現代文集』に執筆した、あるいは執筆しようとして間に合わなかつた、あるいは執筆を断つた多くの大正文壇の作家たちにもどのような影響を与え、それぞれがどのように思想・言論の自由への抑圧、発禁処分の強化と葛藤していくのかということは、今後考えてみなければならぬ問題である。

注

(1) 週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』(昭六三・六、朝日新聞社)

(2) 拙論「馬場孤蝶・与謝野寛の衆議院選挙立候補と雑誌『第三帝国』—思想・言論の自由を求める共闘—」『近代文学試論』第五号、二〇一三・一二で述べている。

(3) 拙論「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補—大逆事件への文壇の抵抗—」『近代文学試論』第四八号、二〇一〇・一二で論じている。

(4) 『反響』「解題」(一九八五・一、不二出版)

(5) 「一九一五年の文学界のある風景と最晩年の漱石」(『文学』第三六卷一〇号、一九六八・一〇)。なお、松尾氏は大正デモクラシーの潮流の最先端に位置するものとして孤蝶の立候補を位置付け、『現代文集』の成立事情について論じている。そして、「漱石は馬場孤蝶の、あのもつとも急進的な民主主義の諸要求を支持して、これを支援したとすれば、漱石晩年の政治思想は意外にラディカルなものであつたといわねばならぬ。」と指摘している。

(6) 吉田竜也氏は、「正宗白鳥と政治—文学者の政治参加とへ大逆—」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』第一号—二、二〇〇四・三)で、白鳥の「他所の恋」が巻頭から「三番目に配置されている」ことについて、「他の多くの寄稿者に先んじて孤蝶のために寄稿した、ということになる。」と述べ、「この文集に寄稿することで、孤蝶立候補とその運動に白鳥もコミットしている」と指摘している。そして、白鳥と大逆事件の関わりを論じ、「他所の恋」の初出が明治四四年二月一日であり、「大逆」事件進

行下において書かれた」ことを述べ、その本文中に、幸徳秋水が想起される「梅幸」という固有名詞が記されていることを指摘している。

(7) 付け加えておけば、『反響』第一巻一号から第二巻三号までの執筆者で「広告」にのみ名前がある作家は、岩野泡鳴、徳田秋江、三井甲之、阿部次郎、田村松魚の五名である。

(8) 楠田剛士氏は、「文学者の選挙を読む―大正四年の総選挙―」（『国語と教育』第三〇号、二〇〇五・一一）で、「孤蝶の選挙戦において最も注目すべきは『現代文集』における文学者たちの応援である。」と述べている。そして、高嘯学人「馬場孤蝶選挙漫録」を取り上げつつ、依頼を断った荷風、鏡花、鷗外、泡鳴について、また、推薦状への署名は断ったが『現代文集』の寄稿に応じた小宮豊隆、相馬御風について指摘している。氏の論は、「選挙における文学者の代表」表象をめぐる問題を通史的に考える」という視点からの論であり、本稿とは観点を異にするが示唆を得た。

(9) 相馬御風「新思想家の選挙運動を排す」（『読売新聞』大四・二・二六）

(10) 安成貞雄「相馬御風君に問ふ」（『読売新聞』大四・三・一一）。この記事に対して相馬御風が反論、「安成貞雄君に答へる」（『読売新聞』大四・三・一九）を掲載、再度安成貞雄が「再び相馬君に問ふ」（『読売新聞』大四・四・二二）で批判している。なお、このことは楠田剛士氏（注8に同じ）にも、論じられている。

(11) 泡鳴は、「差追つた法権運用の改善」（『反響』第一巻四号、大三・八）のなかで、「僕等は今の司法処分に安心して依頼することは出来ないのである。」「僕等は、兎も角も先覚者として、法権運用の状態改善を叫ばなければならない。」と述べている。孤蝶も「現在の裁判を難す」（『反響』第二巻一号、大四・二二）などで、裁判制度への批判を述べており、ここにも両者の接点を見ることが出来る。

(12) 同欄の安達元之助「不当なる近時の発売禁止」に、「最近『中央公論』が谷崎潤一郎氏の「恐怖時代」を掲載したため、発売禁止となつてから、（略）其他の各雑誌に対しても、当局者は厳しく発売禁止を断行して居る、」と書かれている。同年三月に、谷崎の「恐怖時代」を掲載した『中央公論』第三二年三月号が発禁になったことも、谷崎がこの記事を執筆する動機になっていると考えられる。だが谷崎は、明治四四年一〇月にも「颯風」（『三田文学』第二巻一〇号）が発禁となるなど、この問題に以前から苦悩していたと思われる。

(13) 「父さん、早く帰りませうよ。」「よし！」の二行が削除されている。

(14) 浦西和彦氏（注4に同じ）は、復刊第一巻一号が「発禁になってしまったため、経済的に行きづまって、そのまま終刊になる。」と述べている。